

令和5年4月27日
総政策局海外プロジェクト推進課
海事局船舶産業課
海洋・環境政策課

バングラデシュとシップ・リサイクル分野の協力促進に合意 ～バングラデシュが2023年内の条約締結に向けた準備を加速～

令和5年4月26日（水）、岸田文雄内閣総理大臣とバングラデシュ人民共和国のシェイク・ハシナ首相は、首脳共同声明において、バングラデシュが2023年内のシップ・リサイクル条約の早期締結を目指すとともに、我が国は同国に対するシップ・リサイクル分野での支援を検討することを表明しました。

国土交通省は、本声明を受け、同日、バングラデシュ人民共和国工業省との間で、「シップ・リサイクル分野における協力覚書」への署名を行いました。

この協力覚書に基づき、専門家及び職員の交流等を通じた両国の協力を促進するとともに、シップ・リサイクル条約の早期発効に向けた取組を引き続き進めてまいります。

1. 背景・経緯

シップ・リサイクル条約は、船舶の解体について、安全・環境に配慮した船舶の再資源化のための国際ルールをIMOにおいて我が国主導で策定したもので、我が国は、平成31年3月に同条約を締結しました。

バングラデシュは世界最大の船舶解撤国であり、同国がシップ・リサイクル条約を締結すれば、同条約の発効に向け大きく前進することとなります。

このような背景を踏まえ、国土交通省ではこれまでも同国の早期締結に向けた協力を進めておりましたが、今般、ハシナ首相およびスルタナ工業省事務次官が来日されるのを機会に、締結に向けた動きを加速させるべく、協力覚書に署名することとしたものです。

2. 覚書の内容

○名称：シップ・リサイクル分野における協力覚書

○署名者：

（日本側）国土交通省 水嶋国土交通審議官

（バングラデシュ側）工業省 ザキア・スルタナ事務次官

※当日は署名済の協力覚書を交換

○両国の取組：

・バングラデシュは、以下につき、最大限取り組む。

- ① 2023年内のシップ・リサイクル条約加入のために必要な能力の獲得
- ② シップ・リサイクル条約履行のための必要な能力の獲得
- ③ 廃棄物処理施設を含むシップ・リサイクル施設の整備

・日本は、バングラデシュが条約の要件を達成できるよう、シップ・リサイクル分野におけるバングラデシュの取組を支援すべく、最大限取り組む。



協力覚書交換時の様子

（問い合わせ先）

国土交通省 代表電話番号：03-5253-8111

○協力覚書について：

海事局 船舶産業課 鈴木（内線：43625）

直通：03-5253-8634

○シップ・リサイクル全般について：

海事局 海洋・環境政策課 高橋（内線：43922）

直通：03-5253-8118

背景

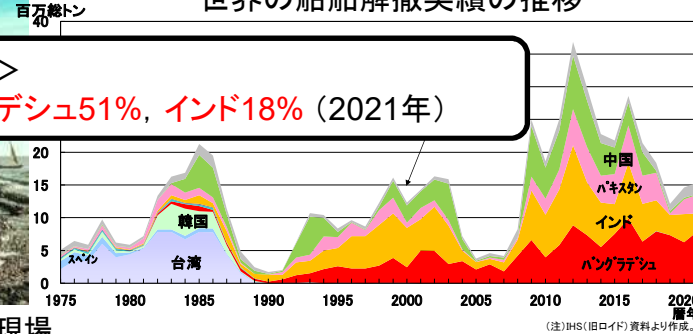
- 船舶の解体(シップ・リサイクル)の大半は、コストの安い**インド・バングラデシュ**等の開発途上で実施。
- 労働安全・環境対策が不十分、**環境汚染**や**労働災害**が深刻化。
- このような状況を踏まえ、**日本主導により**、国際海事機関(IMO)において検討が進められ、2009年5月、香港で開催された国際会議にて、船舶の解体における労働安全確保と環境保全を目的とした**シップ・リサイクル条約**が採択。



開発途上国におけるリサイクルの現場

世界の船舶解撤実績の推移

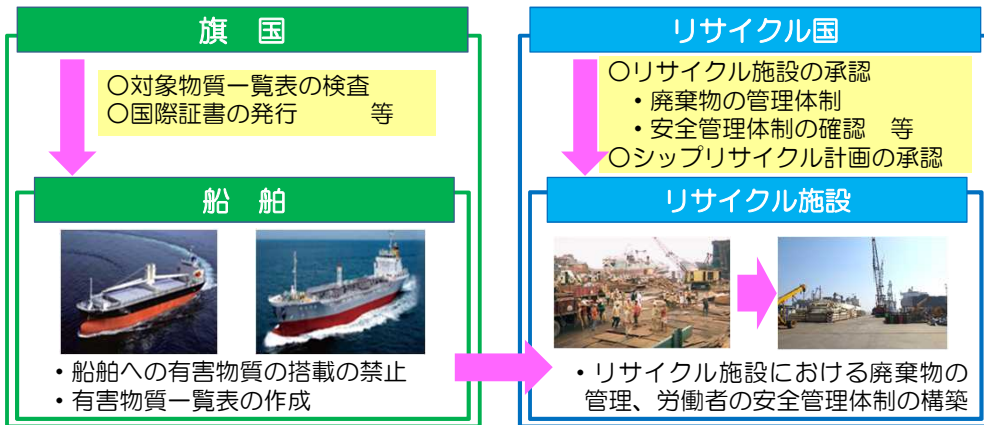
<シェア>
バングラデシュ51%, インド18% (2021年)



(注)BHS(旧ロイド)資料より作成。

条約の概要

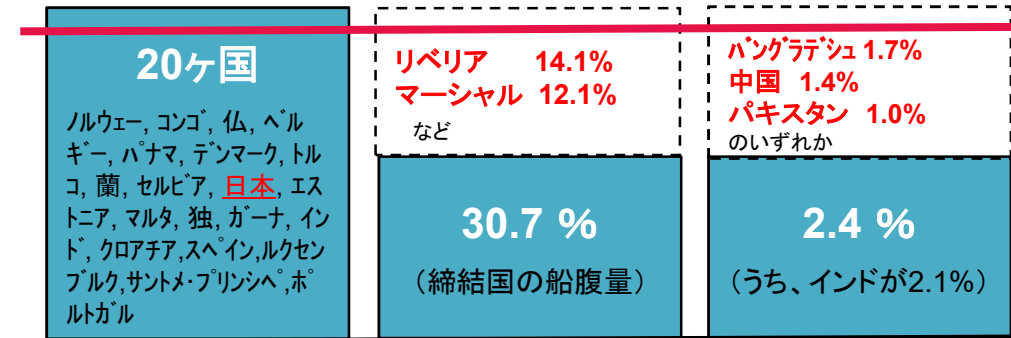
【条約上の主な義務】



※管轄海域を越えて航行する総トン数500トン以上の船舶が対象

【条約発効要件と現状】(2023年3月現在)

条約の発効に必要な3つの基準のうち、1つのみが充足
発効には、主要解撤国あと1カ国の締結が不可欠



①締約国:

15ヶ国以上

(日本は2019年3月に締結)

②締約国の船腹量:

世界の40%以上

③締約国の解体能力※:

3%以上

※締約国の船腹量に対する締約国の年間解体量の割合